

不用物品売払一般競争入札要領

1 売払物件の概要

物件 番号	品名	数量等	最低売却価格 (税抜)	備考
1	OA機器	別紙契約 物品明細 書一式	1,631 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買取時に引き取る物品は、内訳一式全てとする。 ・ いずれも花巻市において不用となった機器であり、動作及び部品の品質について保証しません。 ・ 物品の引渡時、引渡場所において広報情報課担当者の立ち合いのもと記憶媒体のオンライン消磁処理及び物理破壊を行うこと。 ・ オンライン消磁処理及び物理破壊証明書を広報情報課に提出すること。

2 売払方法

一般競争入札により売払います。

3 売払条件等

本要領等によります。

4 入札参加資格

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者、法人等（個人、法人又は団体をいう。）及びその役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者）が花巻市暴力団排除条例（平成27年花巻市条例第52号）第2条の暴力団等又は暴力団等と密接な関係を有している者に該当しない者で、売買代金の支払能力のあるものとし、かつ、次の各号に該当しない者とします。

(1) 市町村民税(法人の場合は、法人市民税)、固定資産税に未納の税額がある者

(2) 期限までに入札参加申込書を提出していない者

参考

地方自治法

(職員の行為の制限)

第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一

項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

花巻市暴力団排除条例

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）暴力団 暴力団員による不当な行員の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

（2）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（3）暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

（4）暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

（5）暴力団等 暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団経営支配法人等をいう。

5 入札物品の下見の日時及び場所

（1）日時 令和7年9月12日（金） 公開時間は、下見希望者との打ち合わせにより決定します。

場所 花巻市役所本庁舎本館3階

※入札物品の下見をする場合は、必ず9月11日（木）までに契約管財課（0198-41-3520）までご連絡をお願いいたします。事前のご連絡がない場合、物品の下見についてご対応致しかねる場合があります。

6 入札参加申込受付期間及び申込方法等

（1）受付期間 令和7年9月8日（月）から令和7年9月24日（水）まで ※土日祝日を除く

(2) 申込方法 下表の申込書類を窓口へ直接又は郵送により提出してください。

(3) 申込書類送付先 〒025-8601 岩手県花巻市花城町9番30号 花巻市財務部契約管財課

(4) 申込書類

個人	法人
<ul style="list-style-type: none">・入札参加申込書(様式1)・個人市県民税納税証明書 ※非課税の場合はその証明書・固定資産税納税証明書 ※非課税の場合はその証明書・印鑑登録証明書 ※直近3か月以内に取得したもの	<ul style="list-style-type: none">・入札参加申込書(様式1)・法人登記簿謄本の写し ※直近3か月以内に取得したもの・法人市民税納税証明書 ※非課税の場合はその証明書・固定資産税納税証明書 ※非課税の場合はその証明書・印鑑登録証明書 ※直近3か月以内に取得したもの

(5) 申込みを受理した場合は、受付印を押印し、提出された入札参加申込書の写しを送付します。

7 入札保証金について

(1) 入札参加者は、入札保証金として、入札金額の100分の3（千円未満切り上げ）以上の金額を令和7年10月2日(木)開札開始前までに納付してください。

(2) 納付した入札保証金は、落札者にあつては、契約保証金に充当するか、指定する金融機関の預金口座へ振り込みによる還付を選択できます。還付の場合、売買契約締結後に還付されます。

(3) 落札者以外の方の入札保証金は、申込者の指定する金融機関の預金口座へ振り込み還付します。

(4) 落札者が期限までに契約を締結しないときは、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、花巻市に帰属することになります。

(5) 入札保証金には、その受入期間について、利息を付しません。

8 入札

(1) 入札書の郵送又は契約管財課窓口への持参により、次の提出期限までに入札をお願いします。

(2) 入札書提出期限及び提出先

令和7年10月1日(水) 午後5時まで(必着)

〒025-8601 花巻市財務部契約管財課 公共施設管理係 行

(3) 提出する書類

- ・入札書(様式2) ※入札者が申込人の代理人である場合は、委任状(様式3)も含む。
- ・くじ希望番号記入用紙(様式4)

(4) その他

- ・開札は、令和7年10月2日(木) 午前10時から本庁舎契約管財課内で行います。
- ・入札書を郵送又は提出するまでは、辞退書を提出することで入札を辞退することができます。
- ・入札書を郵送又は提出した後に入札の取消、辞退、入札書の記載を変更することはできません。
- ・入札の方法、注意事項を別紙「郵便入札説明書」に記載していますので、必ずご確認ください。
- ・開札時の傍聴は、受け付けておりません。

9 入札に関する質問と回答

(1) 入札に関する質問がある場合、質問書により受け付けます。メール、FAX、郵送いずれかにより提出をお願いします。

(2) 受付期間は、令和7年9月8日(月)から令和7年9月24日(水)までです。※土日祝日を除く

(3) 質問の回答は、質問者に回答するとともにホームページに掲載します。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格の無い者のした入札
- (2) 期限までに入札保証金を納付していない者の入札
- (3) 入札金額の100分の3（千円未満切り上げ）に満たない入札保証金を納付した者の入札
- (4) 入札書の記載事項が不明な入札、又は入札書に記名もしくは押印が無い者の入札
- (5) 入札書の金額等の書換え、引換え又は撤回した者の入札
- (6) 1人で2通以上の入札書を提出した者の入札
- (7) 郵送による入札の際、公告で示した提出期限までに到着しなかった入札書による入札
- (8) 1物件につき、1人で他人の代理も兼ねて参加した者の入札、又は1人で2人以上の代理をした者の入札
- (9) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者の入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、本募集要領及び別に定める規定に関する条項に違反した者の入札

11 入札の延期等

入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、入札執行担当職員は、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは入札の執行を取り止めることがあります。また、入札の執行に際し、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがあります。

12 落札者の決定方法

- (1) 開札会場において、提出された入札書を直ちに開札し、最低売却価格以上の最高金額の入札者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きの方法により決定します。くじの方法は、くじ希望番号記入用紙（様式4）を用いたくじにより落札者を決定します。

13 契約締結及び売買代金の支払方法

- (1) 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税を加算した金額となります。
- (2) 令和7年10月6日(月)に、契約書と売買代金及び契約保証金の納付通知書を交付予定です。（郵送可）
- (3) 落札者は、令和7年10月16日(木)までに契約を締結していただきます。契約締結期限までに契約を締結しないときは、売払決定を取消します。
- (4) 売買代金の納入期限は、令和7年10月31日(金)です。

14 契約保証金について

- (1) 落札者は、売買代金を一括で納入する場合を除き、契約保証金として、売買代金の100分の5（千円未満切り上げ）以上の金額を令和7年10月31日(金)までに納付してください。
- (2) 契約保証金は、売買代金への充当か、落札者が指定する金融機関の預金口座へ振込み還付を選択できます。還付の場合、売買代金の納入後に還付されます。
- (3) 落札者が納入期限までに売買代金を納付しないときは、落札はその効力を失い、落札者が納付した契約保証金は、花巻市に帰属することになります。
- (4) 契約保証金には、その受入期間について、利息を付しません。

15 落札者の譲渡制限

落札者は、本物件について、所有権が移転する前に、権利義務を第三者に譲渡することはできません。

1.6 所有権の移転等

- (1) 所有権は、売買代金と契約保証金を完納した時に落札者に移転します。
- (2) 落札物品の落札者への引渡し方法は現状引渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。ただし、買受人が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から1年以内に売払人に対して協議を申し出ることができるものとし、売払人は協議に応じるものとします。
- (3) 落札物品の搬出は落札者の負担とし、令和7年11月28日(金)までに搬出してください。引渡しの際は、受領書(様式5)とオンライン消磁処理及び物理破壊証明書を提出いただきます。

1.7 用途指定等

- (1) 落札者は、本物件の再利用可能なディスプレイ以外の物品について、機器に内蔵される金属資源を売却する以外の目的のために販売することはできません。
- (2) 再利用可能なディスプレイを販売する場合は、花巻市を特定できる資産管理ラベルや表示を剥離又は除去してください。
- (3) 買い受けた本物件の販売に係る責任は、買受人が負うものとします。

1.8 公租公課等

落札物品の売買代金完納後の公租公課等は、落札者の負担とします。

1.9 問い合わせ先

この要綱に関することや入札等の各手続きに関する事、物件の下見に関する事は下記担当までご連絡ください。

担当：花巻市財務部契約管財課 公共施設管理係 電話 0198-41-3520(直通)